

教員の養成に係る組織の概要

大阪樟蔭女子大学教職支援センター

組織名称：

大阪樟蔭女子大学教職支援センター

目的：

センターは、本学の学校教育に関する免許・資格課程を履修する学生への支援を中心に、教職課程及び保育士養成課程（以下「教職課程等」という。）の円滑な運営を図ることを目的とする。

業務：

- (1) 教職課程等履修者の支援
 - イ. 教育実習・介護等体験等の履修に関する事項
 - ロ. 教職課程等の相談支援に関する事項
 - ハ. 教員採用試験受験者に対する指導・支援に関する事項
 - ニ. 教育インターンシップ・教育ボランティア等の企画及び運営に関する事項
 - ホ. 学校教育に関する免許・資格申請に関する事項
- (2) 教職課程等の企画及び運営
 - イ. 編成方針及び授業計画に関する事項
 - ロ. 課程認定申請手続き等に関する事項
 - ハ. 教育実習・介護等体験等の運営に関する事項
 - ニ. 「樟蔭教職研究」の編集・発刊に関する事項
- (3) 地域との連携
 - イ. 教育委員会及教育現場との連携協力に関する事項
 - ロ. 教職課程等に関する各種研修（教員免許状更新講習を含む）に関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

責任者：

センター長 松川 利広（児童教育学部 児童教育学科 教員）

構成：

- (1) センター長
- (2) 副センター長

- (3) センター長の推薦を受けて、学長が指名した教職課程等に携わる専任教員
- (4) 教職アドバイザー
- (5) 事務職員

運営方法：

センターに、センターの基本方針に関する重要事項を審議するため、センター会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、センター長が招集し、その議長となる。
- 3 会議は、構成員で組織する。
- 4 センター長は、必要と認めた場合、構成員以外の者を出席させることができる。